

特定建設作業の手引

敦賀市 市民生活部 環境廃棄物対策課

1 特定建設作業について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」といい、騒音規制法及び振動規制法による届出や規制の対象となります。

敦賀市の指定地域内において特定建設作業を実施しようとする場合は、作業開始の7日前までに「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。必要書類を添付のうえ、環境廃棄物対策課へ届出をお願いします。

なお、届出の対象となる作業が、その作業を開始した日に終わる場合は、届出の必要はありません。

2 届出手続き

(1) 届出が必要な建設作業

「3 特定建設作業一覧表」(P 3) のとおり

(2) 届出義務者

建設工事を施行する元請業者の代表者

(3) 届出の提出期限

特定建設作業開始の7日前まで

※ 届出内容に不備があり受付できない場合もありますので、日数に余裕を持って提出してください。

(例)

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日
届出日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	作業開始日

← 7日間以上あけてください →

(4) 届出書類

特定建設作業実施届出書（作業の種類ごとに提出が必要です。）

なお、押印は不要です。名刺等で申請者確認をさせていただきます。

〔添付書類〕

① 工事現場、付近の見取図	工事現場等を明示したもの
② 工事工程表	建設工事の全体の工程表に特定建設作業の工程を明示したもの
③ 機械の仕様	使用機械のカタログ等
④ 騒音・振動の防止の方法	具体的な施行方法や公害防止対策図等
⑤ 許可書等の写し	道路工事等で夜間、日曜日、休日に作業を実施する場合は、条件が付された道路占用許可書等の写し
⑥ その他参考資料	くい伏図等

(5) 届出部数

正副2部 (1部は審査後に返却します。)

(6) 届出提出先

敦賀市 市民生活部 環境廃棄物対策課 (市役所3階)

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 0770-22-8121

FAX 0770-22-6042

(7) 指定地域

騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域については、環境廃棄物対策課に縦覧図面がありますので、縦覧図面にてご確認ください。

〔規制区域区分〕

用途地域	区域の区分	
	騒音規制法	振動規制法
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域の一部	第3種区域	第2種区域
工業地域(一部を除く)	第4種区域	
工業専用地域	—	—

3 特定建設作業一覧表

作業の種類					騒音	振動	
1	くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜機 を使用する作業	くい打機	既製くい (矢板を含む)	打撃工法	ディーゼルハンマ	○	○
					ドロップハンマ	○	○
					油圧ハンマ	○	○
				気動ハンマ	○	○	
				もんけん(人力)	—	—	
				振動工法	バイプロハンマ	○	○
					振動パイルドライバ	○	○
		圧入工法	油圧、ワイヤ	○	—		
			埋込工法 (アースオーガ併用)	プレボーリング工法	—	—※1	
				セメントミルク工法	—	—※1	
		場所打くい		中堀工法	—	—※1	
				ベント工法(オールケーシング工法)	—	—	
				リバースサーキュレーション工法	—	—	
				地下連続壁工法	—	—	
くい抜機	打撃工法・振動工法 圧入工法		パイルエクストラクタ	○	○		
			油圧	○	—		
			バイプロハンマ	○	○		
くい打くい 抜機	既製くい (矢板を含む)	振動工法 圧入工法	サイレントパイラ	—	—		
			パイルマスタ	—	—		
			ジャッキパイラ	—	—		
2	びょう打機を使用する作業	リベットハンマ			○	—	
		インパクトレンチ			—	—	
3	さく岩機を使用する 作業[騒音] (ブレーカを使用する 作業[振動]) ※2	ブレーカ	手持ち式	ハンドブレーカ	○	—	
			その他	ピックハンマ	○	—	
		さく孔を主とするもの	ジャックハンマ	レグドリル	ジャイアントブレーカ	○	○
				ドリフタ	アイオン	○	○
				ストーパ		○	—
				その他	コンクリートカッター	—	—
		その他	クラッシャー	—	—		
ニブラ	—		—				
4	空気圧縮機を使用する作業	電動式			—	—	
		その他	15kW以上	○	—		
			〃 未満	—	—		
5	コンクリートプラント 又はアスファルトプラント を設けて行う 作業	コンクリートプラント	混練容量0.45m ³ 以上	○	—		
			〃 未満	—	—		
		アスファルトプラント	モルタル製造用	—	—		
			混練重量200kg以上	○	—		
〃 未満	—	—					
6 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					—	○	
7	舗装版破砕機を使用する作業 ※2	ドロップハンマ車			—	○	
		コンクリートカッター車			—	—	
8	バックホウを使用する作業	80kW以上	低騒音型(環境大臣指定)		—	—	
		〃 未満	その他		○	—	
9	トラクターショベル を使用する作業	70kW以上	低騒音型(環境大臣指定)		—	—	
		〃 未満	その他		○	—	
10	ブルドーザーを使用する作業	40kW以上	低騒音型(環境大臣指定)		—	—	
		〃 未満	その他		○	—	

※1 打撃工法、振動工法併用の作業は届出が必要となります。

※2 作業地点が連続的に移動する作業で、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業は届出の必要はありません。

4 規制基準

項目	区域	騒音	振動	適用除外
基準値	敷地境界	85デシベル	75デシベル	—
作業可能時刻	1号区域	7時～19時		①②③④
	2号区域	6時～22時		
1日の最長作業時間	1号区域	10時間		①②
	2号区域	14時間		
作業期間		連続6日以内		①②
作業禁止日		日曜日その他の休日		①②③④⑤

〔区域〕

1号区域：騒音指定地域のうち、第1種、第2種及び第3種区域の全区域並びに第4種区域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域内

2号区域：指定地域のうち、1号区域以外の地域

〔適用除外〕

- ① 災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命又は身体の危険を防止するため作業を行う必要がある場合
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため作業を行う必要がある場合
- ④ 道路法による占用許可等に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

5 改善勧告・改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が、基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音、振動の防止方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告又は命令することがあります。

6 報告・検査

工事施工者に対し、特定建設作業の状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。また、建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械等を検査することがあります。

7 罰則

必要な届出をしなかった場合、虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合、報告・検査を拒む場合等、罰則の適用があります。

8 建設工事における公害対策について

騒音・振動は感覚的、感情的要素の強い公害です。建設工事を発注及び施工される事業者の方は、工事の実施にあたって、近隣住民との円滑なコミュニケーションに努めるとともに、次の事項に十分留意し、公害の未然防止に努めてください。

- (1) 工事の実施にあたっては規制基準を遵守することはもちろんですが、規制の有無にかかわらず、周辺的生活環境に配慮し、工事による負荷を少なくするよう努めてください。
- (2) 工事責任者は、工事における公害防止を指導監督し、下請業者にも徹底してください。
- (3) 工事を実施する場合は、事前に近隣住民に工事の概要、工程等の説明をお願いします。
 - ・戸別訪問やチラシを配布する。
 - ・工程や担当者の連絡先を記載した掲示板を設置する。 等
- (4) 工事の周辺状況を十分に把握し、騒音・振動の防止に努めてください。
 - ・低騒音・低振動の工法を積極的に採用する。
 - ・コンプレッサー等の騒音・振動が発生する機械は、住宅から離して設置する等設置場所を考慮する。
 - ・騒音・振動が発生する作業は、朝の早い時間は実施しない等作業時間を考慮する。
 - ・工事現場の周囲を防音パネルやシートで養生する。
 - ・作業車、機械の不要なアイドリング、過度な運転を控える。
 - ・作業員による話し声、ラジオの音量が大きくなるよう注意する。
 - ・作業による衝撃音の緩和に努める。 等
- (5) 作業現場の整理整頓に努めるとともに、粉じんが発生しないよう散水やシートで覆うなどの対策をお願いします。
- (6) 工事車両の出入りにあたって、安全面、環境面での配慮をお願いします。
- (7) 工事に伴い発生する廃棄物は法に基づき適切に処理してください。
- (8) 周辺住民から苦情が発生した場合は、誠意を持って迅速に対応してください。

9 各種法令

騒音規制法

騒音規制法（抜粋）

（昭和四十三年六月十日法律第九十八号）

（定義）

第二条

- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
 - 四 騒音の防止の方法
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

（報告及び検査）

第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

罰則

第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

騒音規制法施行令（抜粋）

（昭和四十三年十一月二十七日政令第三百二十四号）

（特定建設作業）

第二条 法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（報告及び検査）

第三条

- 2 市町村長は、法第二十条第一項の規定により、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の実施の状況及び騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定建設作業に使用される機械及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

別表第二（第二条関係）

- 一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 二 びよう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

騒音規制法施行規則（抜粋）

（昭和四十六年六月二十二日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）

（届出書の提出部数）

第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定建設作業の実施の届出）

第十条 法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

- 2 法第十四条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 特定建設作業の種類
 - 三 特定建設作業に使用される令別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - 四 特定建設作業の開始及び終了の時刻
 - 五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 法第十四条第三項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

【 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準 】（抜粋）

公布日：昭和43年11月27日

厚生省・建設省告示1号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定に基づき、環境庁長官の定める基準は、次のとおりとする。ただし、この基準は、第一号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- 一 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、八十五デジベルを超える大きさのものでないこと。
- 二 特定建設作業の騒音が、別表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間内、別表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間内において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- 三 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、別表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、別表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- 四 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- 五 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づき協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づき協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

振動規制法

振動規制法(抜粋)

(昭和五十一年六月十日法律第六十四号)

(定義)

第二条

- 3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 振動の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

罰則

第二十六条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

振動規制法施行令（抜粋）

（昭和五十一年十月二十二日政令第二百八十号）

（特定建設作業）

第二条 法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（報告及び検査）

第四条

2 市町村長は、法第十七条第一項の規定により、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の実施の状況及び振動の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定建設作業に使用される機械及び振動を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

別表第二（第二条関係）

- 一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 三 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
- 四 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

振動規制法施行規則（抜粋）

（昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号）

（届出書の提出部数）

第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定建設作業の実施の届出）

第十条 法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

2 法第十四条第一項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 特定建設作業に使用される令別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - 三 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 法第十四条第三項の環境省令で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

（特定建設作業の規制に関する基準）

第十一条 法第十五条第一項の環境省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。ただし、この基準は、別表第一第一号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

別表第一（第十一条関係）

- 一 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。

- 二 特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間（以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
- イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ニ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- ホ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場合において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
- イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 四 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場合において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
- イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 五 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
- イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- ニ 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- ホ 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
- ヘ 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

10 記載例

様式第9

作業開始の7日前までに提出

特定建設作業実施届出書

令和元年6月20日

敦賀市長 殿

届出者は工事の元請業者

届出者 住所 敦賀市中央町2丁目〇番〇号 ※押印不要
 〇〇建設株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 [法人にあっては名称及び代表者名]
 電話番号 (0770) ** - ****

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル 改修工事				正式な名称
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造 3階建 床面積 380㎡				具体的に記載
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業				3 特定建設作業一覧表より
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ハンドブレーカ 〇〇社製 BT20 1台				機器のメーカー名、型式等
特定建設作業の場所	敦賀市中央町2丁目〇〇番〇〇号				
特定建設作業の実施の期間	自 令和元年7月4日 至 令和元年7月9日		6日間		総日数
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間	1日の実働時間
	自 8時	至 17時	4日間	8時間	
騒音の防止の方法	必要最小限の使用に止め、連続使用は避ける。 ブレーカ消音カバーを使用する。 防音シートにより養生する。(高さ3m)				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	敦賀市港町〇〇番〇〇号 株式会社〇〇商事 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 (0770) ** - ****				実施する対策を具体的に記入し、必要に応じ別紙図面等を使用
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇現場事務所 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 (0770) ** - ****				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	敦賀市本町2丁目〇〇番〇〇号 有限会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 (0770) ** - ****				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇現場事務所 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 (0770) ** - ****				
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果					